



通勤手当の非課税限度額の見直し

◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が片道 15 キロメートル以上の人が自動車などを使用して通勤している場合に受ける通勤手当について、距離比例額にかかわらず運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）まで非課税扱いとする特例が、廃止されました。

◆非課税限度額

自動車などで通勤している人の 1 カ月当たりの非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。2 キロメートル未満は「全額課税」、2 キロメートル以上 10 キロメートル未満は「4,100 円」、10 キロメートル以上 15 キロメートル未満は「6,500 円」、15 キロメートル以上 25 キロメートル未満は「11,300 円」、25 キロメートル以上 35 キロメートル未満は「16,100 円」、35 キロメートル以上 45 キロメートル未満は「20,900 円」、45 キロメートル以上は「24,500 円」です。

◆見直しの内容

これまで、通勤距離が片道 15 キロメートル以上で自動車などを使用している人の距離比例額よりも、交通機関を利用した場合の 1 カ月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額（運賃相当額）が高額の場合には、特例により運賃相当額を非課税扱いとされてきました。しかし、バランス等の観点から、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われた給与については、距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相当額と距離比例額の差額については給与所得として源泉所得税の課税対象となりました。

◆適用は平成 24 年 1 月支給の給与分から

今回の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以降に支給する給与分から適用されますので、マイカー通勤をしているにもかかわらず運賃相当額の支給を続けた場合には、年末に不足分を徴収しなくてはなくなる可能性があります。給与計算事務を行う方は、対象者の通勤方法や手当がどのようになっているのかを再度確認し、間違いのないように気を付ける必要があります。

再就職氷河期！ 転職活動で苦戦する 40 代の現状

◆「バブル入社組」の 40 代の現実

不景気が続く中、リストラを余儀なくされた方々は、再就職活動で苦戦を強いられているようです。特に「バブル入社組」と言われる 40 代は、「再就職氷河期」に戸惑っているようです。

◆広がるリストラの対象年齢

総務省発表の「2010 年労働力調査」によれば、「会社倒産・事業所閉鎖」「人員整理・勸奨退職」により離職した人の数は、30 代で約 16 万人、40 代で約 18 万人、50 代で約 18 万人となっています。

2000 年頃までは、リストラ対象の中心は 50 代でしたが、最近では、20～30 代にまで対象年齢が広がっているため、特に 40 代の方々は苦戦しているようです。

40 代が転職市場で特に苦戦する理由として、次のことが挙げられています。

- (1) ポスト不足により管理職への昇格が遅れがちであった。
- (2) 「バブル入社」でキャリアが十分に身に付いていない場合がある。
- (3) 体力面や環境適応能力面で 20～30 代の若手に負けてしまう。

◆どのぐらいで再就職が決まっているか

40 代は、子供の教育費などがかさむことが多いため、「とにかく早く再就職先を決めたい」という思いが強いようです。

しかし、離職後「半年以内」に再就職先が決まる人はわずか 3 割程度で、「1 年以内」に決まる人が 9 割程度といった状況のようです。

◆再就職活動中に必要な心構え

就職活動が長期化すると、家庭内・夫婦仲が険悪になるケースが多く、厚生労働省の機関である人材銀行の専門員は、「家族も心配しているのですから、求職活動の状況を隠さずに話すなど、コミュニケーションを大切にしたいほうがよいでしょう。平日はいつでも面接に応じられるように準備を行い、週末はすべてを忘れて過ごすなどのリズムも大切ですよ」と助言しています。

また、別の専門家は、「グローバル化などの環境変化にもアンテナを張りめぐらしつつ、自分のキャリアを微調整し、必要な能力を高めていくような仕事習慣や生活習慣を維持していけば、リストラに強くなれます」と話しています。

「希望者全員の 65 歳までの雇用」義務化に向けた動き

◆非常に注目すべき内容

年明けの 1 月 6 日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高年齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。

今後、わが国の高年齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

◆高年齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年 10 月に発表した「平成 23 年 高年齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高年齢者を 65 歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済み」の企業の割合は 95.7%（前年比 0.9 ポイント減）となっています。

また、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 47.9%（同 1.7 ポイント増）、同じく 70 歳まで働ける企業の割合は 17.6%（同 0.5 ポイント増）となっています。

◆「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成 25 年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に 65 歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高年齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年 9 月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

◆2013 年度から施行となるか？

この文書中に含まれる「希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置」が実施されるとなると、企業にとっては非常に大きな負担となります。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013 年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

若手社会人の「節約」に関する意識は？

◆「節約」をどのように考えているか？

株式会社マイナビでは、昨年11月に「若手社会人の消費活動調査」を初めて実施し、その結果を発表しました。最近の若手の社会人が「節約」についてどのように考えているのか、興味深い内容となっています。

なお、調査対象は、同社のポータルサイト（マイナビニュース）の会員となっている入社1～5年目の社会人548人（男性：230人、女性：318人）です。

◆給料をどのように使う？

まず、給料の使い方に関して、「計画的にお金を使う方」であるか「思いつきでお金を使う方」であるか、自分がどちらに当てはまるかを尋ねたところ、65.5%の人が「計画的にお金を使う」と回答しました。

そして、「普段から心がけて節約をしていますか？」との質問に対しては、69.5%の人が「節約している」と回答し、比較的堅実な若手社会人が多いことがわかりました。

◆どのようにして出費を抑えている？

どのように出費を抑えているかという質問（複数回答）に対しては、次の通りの結果となっています。

男性では、「食費」（79.5%）がトップで、「飲み会などの交際費」（38.4%）、「洋服や小物などのオシャレ費」（32.2%）、「水道・光熱費」（32.2%）と続き、女性では、同じく「食費」（76.6%）がトップで、「洋服や小物などのオシャレ費」（51.9%）、「飲み会などの交際費」（33.6%）の順となっています。

◆毎月いくら貯金している？

毎月の貯金額については「5～6万円未満」（12.2%）という回答が最も多く、以下、「2～3万円未満」（10.8%）、「4～5万円未満」（10.6%）、「1～2万円未満」（10.6%）と続いています。

なお、「毎月貯金はしていない」という回答は5.7%ありました。

オフィス石野より一言：

2月に入り、立春まであと少し・・・と言いたいところですが、現実には寒波到来！のシーズン。そんな時期に先日、急に髪型を変えたくなり、かなりのショートカットにしてしまいました。おかげでシャンプー量がわからず、髪を洗えば毎回泡で爆発してしまうし、外を歩けば耳元やえり足に寒風直撃でヒヤ～、寒い～！！の毎日にまだ慣れません。何かを少し変えるだけで、随分、刺激的な日常になるんですね♪・・・とやせ我慢の毎日です（笑）。